

令和4年2月22日

小野薬品健康保険組合

理事長 岡本 裕之



公 告（令和3－8号）

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、当組合が規約をもって定める令和4年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、下記のとおりとなりましたので公告します。

記

上限標準報酬月額 530,000円

（注）任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額、上限標準報酬月額（前年9月30日における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額）のうち低い額が適用されます。

以 上